

会津若松市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）への意見募集結果報告

募集期間及び結果は下記のとおりです。

1. 募集期間 平成27年6月29日（月）から平成27年7月28日（火）まで
2. 提出方法 郵送（1件）
3. 意見件数 1件（1名）
4. 意見の要旨と市の考え方

No.	意見の要旨	市の考え方
1	<p>条例改正には賛成。ただし、運用により情報漏洩等が懸念されるため、次の点を追加してもらいたい。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 運用者教育を継続的に行うこと。2. システムセキュリティには、時代の流れに沿った対応を行うこと。	<p>この条例は、本市における個人情報の収集、管理及び利用についての基本原則を定め、個人情報の管理の適正を期するとともに、自己に関する個人情報の開示等を求める権利を保障することにより、個人情報に係る基本的人権の擁護と信頼される市政の実現を図ることを目的として制定された条例です。</p> <p>ご指摘のあった点につきましては、この条例の基本原則に則り、個人情報の取扱いに係る職員研修、会津若松市情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策の実施等により対応しており、今後におきましても同様の対応を行ってまいります。</p>